



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)
号外第 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 規 則 | 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (15) (人事企画課) 4 |
| | 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (16) (〃) 9 |
| | 地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正 する規則 (17) (〃) 11 |
| | 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規 則 (18) (〃) 12 |
| | 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正 する規則 (19) (〃) 13 |

==== 公布された規則のあらまし ====

◇現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給料表を職員の給与に関する条例に定める給料表に準じたものに改める。

2 規則の概要

(1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正

ア 給料表について、職員の給与に関する条例に定める給料表に準じたものに改める。

イ 級別職務分類表について、守衛、機械技手等職の廃止に伴いこれらの職を削る。

(2) 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正

(1)アに伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、職員の職に新たにスポーツ振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監及び副官房長の職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

スポーツ振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監及び副官房長

イ 廃止する職

検査監、館長補佐、検査主幹、守衛長、副守衛長、守衛、検査助手、寮母及び寮父

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職員等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 病院局の適用管理職員等の範囲に、新病院建設推進室の室長を加える。

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、任免する場合において知事の同意を得なければならない主要な職員（以下「主要な職員」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲に、新病院建設推進室の室長を加える。

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 日本の国籍を有しない者を任用できない公の意思の形成への参画に携わる職にスポーツ振興監及び通商物流戦略監を加える。
- (2) 米子工事検査事務所の所属の変更に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|----------------------------|---|----------------------------|---|
| 別表第2(第2条、第3条関係) 級別職務分類表 | | 別表第2(第2条、第3条関係) 級別職務分類表 | |
| 職務の級 | 職務 | 職務の級 | 職務 |
| 1級 | 現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務 | 1級 | <u>現業技術員、守衛、畜産技手、機械技手、農業技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、検査助手</u> 又は介助員の職務 |
| 2級 | 困難な業務を行う現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務 | 2級 | 困難な業務を行う現業技術員、 <u>守衛、畜産技手、機械技手、農業技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、検査助手</u> 又は介助員の職務 |
| 3級 | 現業職長の職務 | 3級 | <u>守衛長、副守衛長</u> 又は現業職長の職務 |

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員 以外の職員 | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 135,600 | 185,800 | 222,900 |
| | 2 | 136,700 | 187,600 | 224,800 |
| | 3 | 137,900 | 189,400 | 226,700 |
| | 4 | 139,000 | 191,200 | 228,500 |
| | 5 | 140,100 | 192,800 | 230,200 |
| | 6 | 141,200 | 194,600 | 232,100 |
| | 7 | 142,300 | 196,400 | 234,000 |
| | 8 | 143,400 | 198,200 | 235,800 |
| | 9 | 144,500 | 200,000 | 237,500 |
| | 10 | 145,900 | 201,800 | 239,400 |
| 11 | 147,200 | 203,600 | 241,200 | |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 12 | 148,500 | 205,400 | 243,100 |
| 13 | 149,800 | 207,000 | 244,900 |
| 14 | 151,300 | 208,900 | 246,800 |
| 15 | 152,800 | 210,800 | 248,600 |
| 16 | 154,400 | 212,700 | 250,400 |
| 17 | 155,700 | 214,600 | 252,200 |
| 18 | 157,200 | 216,500 | 254,200 |
| 19 | 158,700 | 218,400 | 256,200 |
| 20 | 160,200 | 220,300 | 258,200 |
| 21 | 161,600 | 222,000 | 260,100 |
| 22 | 164,300 | 223,900 | 262,000 |
| 23 | 166,900 | 225,800 | 263,900 |
| 24 | 169,500 | 227,700 | 265,700 |
| 25 | 172,200 | 229,300 | 267,700 |
| 26 | 173,900 | 231,100 | 269,600 |
| 27 | 175,600 | 232,800 | 271,500 |
| 28 | 177,300 | 234,600 | 273,400 |
| 29 | 178,800 | 236,100 | 275,300 |
| 30 | 180,600 | 237,600 | 277,200 |
| 31 | 182,400 | 239,100 | 279,100 |
| 32 | 184,200 | 240,600 | 281,000 |
| 33 | 185,800 | 242,100 | 282,700 |
| 34 | 187,300 | 243,600 | 284,600 |
| 35 | 188,800 | 245,100 | 286,500 |
| 36 | 190,300 | 246,700 | 288,400 |
| 37 | 191,600 | 248,000 | 290,100 |
| 38 | 192,900 | 249,600 | 291,900 |
| 39 | 194,200 | 251,200 | 293,700 |
| 40 | 195,500 | 252,800 | 295,500 |
| 41 | 196,900 | 254,200 | 297,400 |
| 42 | 198,200 | 255,600 | 299,100 |
| 43 | 199,500 | 257,000 | 300,800 |
| 44 | 200,800 | 258,400 | 302,500 |
| 45 | 202,000 | 259,700 | 304,200 |
| 46 | 203,300 | 261,100 | 305,900 |
| 47 | 204,600 | 262,500 | 307,600 |
| 48 | 205,900 | 263,900 | 309,300 |
| 49 | 207,100 | 265,200 | 310,600 |
| 50 | 208,200 | 266,400 | 312,200 |
| 51 | 209,300 | 267,700 | 313,800 |
| 52 | 210,400 | 269,000 | 315,400 |
| 53 | 211,600 | 270,100 | 317,100 |
| 54 | 212,600 | 271,400 | 318,700 |
| 55 | 213,600 | 272,700 | 320,300 |
| 56 | 214,600 | 274,000 | 321,900 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 57 | 215,400 | 275,200 | 323,400 |
| 58 | 216,400 | 276,300 | 324,600 |
| 59 | 217,300 | 277,400 | 325,800 |
| 60 | 218,300 | 278,500 | 327,000 |
| 61 | 219,200 | 279,700 | 327,800 |
| 62 | 220,200 | 280,700 | 328,700 |
| 63 | 221,200 | 281,700 | 329,500 |
| 64 | 222,200 | 282,700 | 330,300 |
| 65 | 223,000 | 283,500 | 331,200 |
| 66 | 224,000 | 284,400 | 331,700 |
| 67 | 225,000 | 285,300 | 332,500 |
| 68 | 226,100 | 286,200 | 333,300 |
| 69 | 226,900 | 287,200 | 334,100 |
| 70 | 227,700 | 288,000 | 334,800 |
| 71 | 228,500 | 288,800 | 335,500 |
| 72 | 229,300 | 289,600 | 336,200 |
| 73 | 230,100 | 290,400 | 336,700 |
| 74 | 230,800 | 290,900 | 337,300 |
| 75 | 231,500 | 291,400 | 337,900 |
| 76 | 232,200 | 291,900 | 338,500 |
| 77 | 233,000 | 292,000 | 338,800 |
| 78 | 233,800 | 292,400 | 339,300 |
| 79 | 234,600 | 292,600 | 339,800 |
| 80 | 235,400 | 293,000 | 340,300 |
| 81 | 236,100 | 293,200 | 340,700 |
| 82 | 236,800 | 293,500 | 341,200 |
| 83 | 237,500 | 293,900 | 341,700 |
| 84 | 238,200 | 294,200 | 342,200 |
| 85 | 239,000 | 294,500 | 342,700 |
| 86 | 239,700 | 294,800 | 343,200 |
| 87 | 240,400 | 295,100 | 343,700 |
| 88 | 241,100 | 295,500 | 344,200 |
| 89 | 241,900 | 295,800 | 344,600 |
| 90 | 242,400 | 296,200 | 345,100 |
| 91 | 242,900 | 296,600 | 345,600 |
| 92 | 243,400 | 297,000 | 346,100 |
| 93 | 243,700 | 297,100 | 346,300 |
| 94 | | 297,500 | 346,800 |
| 95 | | 297,900 | 347,300 |
| 96 | | 298,300 | 347,800 |
| 97 | | 298,500 | 347,900 |
| 98 | | 298,900 | 348,400 |
| 99 | | 299,300 | 348,900 |
| 100 | | 299,700 | 349,400 |
| 101 | | 299,900 | 349,700 |

| | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|
| 102 | | | 300,300 | 350,100 |
| 103 | | | 300,700 | 350,500 |
| 104 | | | 301,100 | 350,900 |
| 105 | | | 301,300 | 351,400 |
| 106 | | | 301,600 | 351,800 |
| 107 | | | 302,000 | 352,200 |
| 108 | | | 302,400 | 352,600 |
| 109 | | | 302,600 | 353,100 |
| 110 | | | 303,000 | 353,500 |
| 111 | | | 303,400 | 353,900 |
| 112 | | | 303,700 | 354,200 |
| 113 | | | 303,800 | 354,700 |
| 114 | | | 304,200 | 355,100 |
| 115 | | | 304,600 | 355,500 |
| 116 | | | 305,000 | 355,800 |
| 117 | | | 305,200 | 356,300 |
| 118 | | | 305,500 | |
| 119 | | | 305,800 | |
| 120 | | | 306,100 | |
| 121 | | | 306,500 | |
| 122 | | | 306,800 | |
| 123 | | | 307,100 | |
| 124 | | | 307,400 | |
| 125 | | | 307,800 | |
| 再任用職員 | | 185,800 | 213,400 | |

備考 この表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

（現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （経過措置）</p> <p>2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員（以下「特定職員」という。）に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「<u>1,000分の964</u>」とあるのは、「<u>1,000分の972</u>」とする。</p> | <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （経過措置）</p> <p>2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員（以下「特定職員」という。）に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「<u>1,000分の960</u>」とあるのは、「<u>1,000分の968</u>」とする。</p> |

| | |
|----------------------|----------------------|
| 3～5 略 (雑則) 6 略 | 3～5 略 (雑則) 6 略 |
|----------------------|----------------------|

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、原子力安全対策監、<u>スポーツ振興監</u>、<u>官房長</u>、<u>通商物流戦略監</u>、<u>農業振興戦略監</u>、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、<u>副官房長</u>、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、船長、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、場長、上席研究</p> | <p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、原子力安全対策監、<u>官房長</u>、<u>検査監</u>、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、<u>館長補佐</u>、教授、総括主計員、主計員、船長、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、<u>検査主幹</u>、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、場長、上席研究</p> |

士、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～サ 略</p> <p>シ 室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、中央手術室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、<u>新病院建設推進室、新生児集中治療室</u>（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）</p> <p>ス 略</p> | <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～サ 略</p> <p>シ 室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、中央手術室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、<u>中央病院の新生児集中治療室</u>、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）</p> <p>ス 略</p> |

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、中央手術室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工芸室、栄養管理室、中央滅菌材料室、<u>新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）</u>、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。</p> | <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、中央手術室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工芸室、栄養管理室、中央滅菌材料室、<u>中央病院の新生児集中治療室</u>、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。</p> |

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）<u>第16条第1項の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、同条第8項の規定により置かれる次長、同条第10項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第11項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第12項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定により置かれるスポーツ振興監並びに同条第15項の規定により置かれる通商物流戦略監</u></p> <p>（2） <u>組織条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第6条第1項の規定により置かれる局、課及び工事検査事務所の長</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> | <p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、<u>同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、次長、理事監、参事監、原子力安全対策監並びに危機管理専門官</u></p> <p>（2） 鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第6条第1項の規定により置かれる<u>会計局、庶務集中局及び課の長</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> |

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。